第三十三条中「それぞれ」を削り、同条を第三十九条とする。

第三十二条を削り、第三十一条を第三十八条とし、第三十条を第三十七条とし、第二十九条を第三十六条とする。

第二十八条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第三十五条とし、第二十七条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条中「第三十三条」を「第三十九条」に、「第三十八条」を「第四十四条」に改め、同条を第三十二条とし、第二十四条を第三十一条とし、第二十三条を第三十条とし、第二十二条を第二十九条とする。

第二十一条第二項の表中「装てん」を「装塡」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条第二項の表中「装てん」を「装塡」に改め、同条を第二十七条とし、第十九条の四を第二十六条とし、第十九条の三を第二十五条とし、第十九条の二を第二十四条とし、第十九条を第二十三条とし、第十八条を第二十二条とし、第十七条を第二十一条とし、第十六条の二を第二十条とする。

第十六条第一項中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第十九条とし、第十五条を第十八条とし、第九条から第十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第八条第二号中「そううつ病」を「そう鬱病」に、「うつ病を」を「鬱病を」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第十条とし、第六条を第九条とする。

第五条中「それぞれ」を削り、同条第二号中「第三条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）」を「法」に改め、「銃砲は、」の下に「捕鯨砲、もり銃若しくは捕鯨用標識銃、建設用びよう打銃若しくは建設用綱索発射銃又は」を加え、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（特定有害鳥獣駆除）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第三条の十三第四号の政令で定める有害鳥獣駆除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲又は殺傷以外の有害鳥獣駆除とする。

（特定銃砲使用産業）

第二条　法第三条の十三第五号の政令で定める産業は、建設業とする。

（特定クロスボウ使用産業）

第三条　法第三条の十三第六号の政令で定める産業は、林業とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部改正）

2　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第三十一条の十一」の下に「（第一項第三号を除く。）」を加える。

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百四十一号

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第五号）第一条の規定により特定非常災害として指定された令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項に規定する特定権利利益をいう。）であって、次に掲げるものについての同法第三条第四項の政令で定める日は、令和六年十二月三十一日とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する障害児通所給付費の支給に係る同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援を提供することができること。

二　児童福祉法第二十一条の五の五第一項の通所給付決定を受けたことにより、同法第二十一条の五の三第一項又は第二十一条の五の四第一項の規定により同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の支給を受けることができること。

三　児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する障害児入所給付費の支給に係る同法第七条第二項に規定する障害児入所支援を提供することができること。

四　児童福祉法第二十四条の三第二項の規定により同条第四項の入所給付決定を受けたことにより、同法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けることができること。

五　児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたことにより、同項に規定する障害児相談支援給付費の支給に係る同法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援を提供することができること。

六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて同項又は同条第四項の認定を受けたことにより、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。

七　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス費の支給に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービスを提供することができること。

八　介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたことにより、同項に規定する地域密着型介護サービス費の支給に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスを提供することができること。

九　介護保険法第四十六条第一項の指定を受けたことにより、同項に規定する居宅介護サービス計画費の支給に係る同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援を提供することができること。

十　介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けたことにより、同項に規定する施設介護サービス費の支給に係る同法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを提供することができること。